

北海道景観審議会

第 47 回会議 議事録

と き 令和元年(2019年)10月30日(水)
13時30分～15時30分
ところ 札幌市中央区北2条西7丁目
かでの2・7 1040会議室

出席委員 (R1. 10. 30)

大西 希
小篠 隆生
岸本 太樹
工藤 美智子
長谷山 裕一
檜澤 肇
藤田 開
松田 裕子
村田 周一
渡部 純子

計 10 名

1 開会

○中原主幹 ただいまから、「第 47 回北海道景観審議会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。私は、本日の進行役を務めさせていただきます北海道建設部まちづくり局都市計画課の中原でございます。どうぞよろしく申し上げます。

はじめに、本日は委員総数 15 名中、10 名の委員のご出席となっておりますので、北海道景観条例第 35 条第 2 項の規定による開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。

それでは、開催にあたり、北海道建設部まちづくり局の角原都市計画課長からご挨拶申し上げます。

○角原都市計画課長 都市計画課長の角原と申します。よろしく申し上げます。

開会にあたりまして、ご挨拶申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、全道各地からお集まりいただき、誠にありがとうございます。

また、皆様におかれましては、これまでも景観行政に御尽力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

本日の審議会では、議事 1 件、報告 2 件がございます。

議事につきましては、委員の皆様のご意見をいただき、昨年度見直しをいたしました「北海道景観形成ビジョン」の重点的な取り組みである景観形成と関連施策との連携を推進していくために、「特別部会」を設置することから、「北海道景観審議会の部会の設置及び運営に関する要領」の一部改正につきまして、ご審議いただく予定となっております。

そして、報告案件につきましては、景観形成と関連施策との連携に係る推進状況と、本年 4 月に改正いたしました北海道屋外広告物条例及び規則の一部改正後の状況報告をさせていただきますと思っております。

委員の皆様におかれましては、北海道における良好な景観形成や屋外広告物の安全のために、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひしいたします。

○中原主幹 本日の日程でございますが、お手元の会議次第に沿って、議事を進めていきたいと思ひます。

それでは、お手元に配布しております資料の確認をさせていただきます。次第、名簿、「資料 1」から「資料 4」となっております。不足がございましたら、事務局にお申し出下さい。

それでは、これからの議事進行は、小篠会長にお願いしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひしいたします。

2 議事

(1)「北海道景観審議会の部会の設置及び運営に関する要領」の一部改正について

○小篠会長 小篠でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、この後に勉強会もあり、長丁場になりますけれども、皆様方と北海道の景観について、様々、検討していければと思っております。

それでは、先ほどご説明があった次第に沿って、審議を進めていきたいと思っております。

議事に入らせていただきますので、報道機関の方々の撮影及び録音については、これ以降、ご遠慮願いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議事1になりますが、「北海道景観審議会の部会の設置及び運営に関する要領の一部改正について」ということになりますが、これについて、事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

○後藤主査 景観を担当してます後藤です。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

こちらの「北海道景観審議会の部会の設置及び運営に関する要領の一部改正」につきましては、この要領に定めた特別部会について、北海道景観条例第31条第1項第1号に定めた事項のうち、審議会から付議された専門的事項以外に関する事項の調査検討を行えるよう、当要領を一部改正するものです。

この改正の理由につきましては、今年3月に見直しを行いました「北海道景観形成ビジョン」の重点的な取り組みである景観行政と関連施策との連携に伴い、審議会委員の意見を踏まえた取り組みが必要であると判断したことから、当要領で定める特別部会にて、実施できるよう改正するものです。

改正案につきましては、これまで特別部会として要領第2条第2項で定めていましたが、改正後として記載しておりますとおり「その他会長が必要と認めた事項を調査検討する」ことを追加いたします。資料2枚目に新旧対照表の案、3枚目に改正後の要領の案を添付しております。4枚目につきましては北海道景観条例の抜粋であり、当審議会に関する条例条項の部分、条例第31条第1項第1号について記載したものを添付しております。

○小篠会長 はい。というようなご説明でしたが、いきなりなので、ここを改正するのというような話も、少しあろうかと思いますが、後の報告の方であります。3月に景観形成ビジョンを改正して、その時、非常に重点事項であった、北海道の中における様々な景観施策をどういうふうに位置付けて連携しながら、それを実行に移していくかということは、もともと景観という立場で考えていなかったが、景観と非常に関係がある自己施策みたいなものも総合的に考えていく必要があるということで、景観形成ビジョンに盛り込みました。これはかなりある意味では、ダイナミックな改正だったというふうに思います。それまで、この

ことについて議論しましたけども、後で、それを具体的に今こんな動きになってますと報告をしていただきますが、それに伴って、もう少しこちら側としても機動的に意見を付託したりとか、少し動いていかなきゃいけないと、1回1回審議会というよりも、もう少し機動的に置きたいというようなところがありまして、この要領を一部改正していきたいというのが趣旨であります。

まずはその前段の部分、この後、具体的にどうするかという話になるのですが、そういう意図での改正に関して、まずはお諮りしたいと思います。皆様方の方からご意見とかご質問とかがあれば、お伺いしたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○村田委員 例えば、特別部会は、具体的にどのようなものがありますでしょうか。

○小篠会長 それは、次の資料に特別部会とはどんなものなのという説明があります。その手前で、まず要領を改正した方がいいかなとところだと思います。これは、一緒に説明しようかどうか迷ったのですが、そのような段取りになっております。ページをめくっていくと資料2の冒頭のところで、特別部会の設置について、概要とか組織とか書いてあります。

結構、道庁も大きい組織でして、様々な部署があって、そこで行われている、いろいろな施策をピックアップしていただいたんです。これは、すごい膨大な作業だったのですが、ピックアップしていただいています。それは関係あるかな、関係ないかとかっていうことのフィードバックも各部署にさせていただきながら、こういうところが関係するし、こういうところを動かしていくことが大事ではないかということ、だんだんわかってきたんだけど、それをさらに実効的に推進していくためにはどうするかってということに対しても、もうちょっと景観審議会がコミットしなくてはいけないということなんですね。

○後藤主査 今回、この要領を改正しますのは、現状の内容では、景観条例第31条第1項第1号の「知事の諮問に応じ」となっており、知事の諮問の内容について、必要に応じて特別部会を設置することとなっており、今回このビジョンに基づく部分につきましては、知事の諮問等ではなく、皆様の意見をいただく特別部会をつくるために、今回、この部分の要領を改正させていただく内容となっております。

○小篠会長 というところが大きいということなんです。他にご意見とかご質問ありますか。

○松田委員 1つよろしいでしょうか。フォトマップで、いろいろ検討していくという形だろうと思うのですが、提案事項に関しては、どこから提案がくるのをピックアップするのかが、1つ問題になるかと思います。ここにいる委員の皆様なのか、行政からあがってきたものなのか、道からきたものをピックアップしながら特別部会にかけるという感じで考えているのでしょうか。

○小篠会長 今はですね、道庁の中の各セクションからあがってきている。実際に動かそうとしている施策について、その根っこは各部署が所掌している様々な動きの中で、地域ごと

の何か動きがあったりとか、そういうことを、ある意味、コントロールしてかなきゃいけないよねというところから出てきてるものかと思いますがけれども、この審議会で扱うのは、あがってきた施策について考えるというところですね。

○松田委員 わかりました。

○小篠会長 よろしいでしょうかね。

○岸本委員 ちょっと、よろしいでしょうか。

○小篠会長 はい、どうぞ。

○岸本委員 要するに、現状の条例の規定では、所掌事項が「審議会は知事の諮問に応じて」という文言があるから、諮問がない限り、動けないというところがあるから、これを要領という形で、当然のことながら、諮問がなくても動けるようにするというのを、要領のレベルでやるということですか。

○後藤主査 審議会の運営に関しては、会長に一任されているものであり、その運営に関して、この要領に定めております。

特別部会という位置付けを、知事の諮問により設置できるという部分を、要領にて特別部会の位置付けているものです。要領の中で定めている特別部会の位置付けを、もう少し幅広く持たせるために、要領を改正するということです。

○岸本委員 ごめんなさい、ちょっとよくわかっていないのですが、要するに今までは、特別部会というものについては、審査会の中に置かれるわけですね。この審査会というのは、知事の諮問を受けて、審査会が動き始めて、その中に特別部会というものが、事の性質上必要な場合は、設置されるという形で、今までの特別部会は、とどのつまりは条例に根拠があったわけですね。ところが、今回改めて、その他会長が必要と認めた事項について調査検討することができるようにしようとしている特別部会というものは、これは知事の諮問があるかないかに関わらず、やることのできるような運営でいきたいと言ってるわけですね。

しかし、それはとどのつまり条例には根拠はないわけですね。私は、これやろうとしておられる事自体については、私は賛成です。しかしながら、条例上の根拠がないものを、新しく立ち上げようとするときに、運営要領のレベルでやってしまっているのかというところが気になるところなんです。それであれば、究極的には条例を改正すればいいだけの話なんです。条例を改正するとなると、かなり仰々しいといいますか、結局議会を通さなきゃいけないというところがあるから、運営レベルでこれができるようにしたいという、そういうご提案だというふうに理解してよろしいですか。

○後藤主査 条例の位置付けというか、今回、審議会で決定する事項という形のものではなく、あくまで方向性的な意見等をいただきながら、それをどう反映していくのかを検討して進めていきたいと考えております。

この特別部会には決定するのではなく、条例の中では明記はしていませんが、意見を頂く部会として、要領の改正として進めていきたいと考えております。

○小篠会長 よろしいですか。そこが、今まで作業をやってみて、なかなか難しいところは、こちら側は景観審議会なので、上位の委員会なわけです。そのところに、あがってくる形にするまでに、相当がっちりした状況にしてこないとまずいだろうということで、事務局もそうですし、原局側も構えるんです。けども、そういうふうになってからでは、ちょっと遅くて、その手前のところで少し意見付託したり、もう少しご意見差し上げて誘導できたりした方が、実りのあるものになってくるだろうというところに、意見の付託をかけたく、このような形を考えてさせて頂いたというところが強いかなと思います。

○岸本委員 要するにこういうことですね。あえて条例との関係性が全くないとはちょっと言いづらいので、落としどころを言えば、条例第31条第2項で、「審議会は良好な景観の形成に関し必要と認める事項を知事に建議することができる」というふうになっている。この建議をするためには、こちらの方でいうなれば、様々な事について、ざっくりばらんに特別部会だとかというところで審議をして、当然、審議会を経て、その上で審議会として、知事に諮問されていようといまいとにかかわらず、建議をすることは条例上の任務になっているわけだから、そのための軌道体制を整えたいというご趣旨なわけですね。だとするならば、条例上全く根拠がない運営要領でやろうとしてるわけではないというのが、先ほど事務局がおっしゃったことだと理解してよろしいですね。

○後藤主査 はい。

○岸本委員 わかりました。それが、あくまでも審議会を通じることだから、勝手に独立で我々の預かり知らんところで動くということではないということですね。それなら全く異論ありません。

○後藤主査 ありがとうございます。

○小篠会長 はい。岸本先生には、解説をして頂きましたけれども、今の話も含めてこの後の話、実際にどんな特別部会になるのかという話をしたほうがいいかと思いますが、一旦手続き論として、ここまでのことについて、ご質問とかご意見なければ、ご承認いただけるかなと思いますけど、よろしいでしょうか。

(委員から「はい」との声)

○小篠会長 はい、どうもありがとうございます。

それでは、景観条例第37条に基づいて、北海道景観審議会の部会の設置及び運営に関する要領を改正したいと思います。

それで、今話題になっておりますが、特別部会の設置について、これも事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

○後藤主査 資料2について、ご説明いたします。

「景観行政と関連施策との連携に関する特別部会の設置について」ですが、「北海道景観形成ビジョン」の重点的な取り組みとした「基本方針1 関連施策等の連携により目指す良好な景観づくり」に基づく関係部局との施策との連携に関する取組方法について、調査及び検討を行うため、北海道景観条例第36条に基づき特別部会を設置し、部会に属する委員を会長が指名することとします。

こちらは、ビジョンに基づくもので、策定したビジョンの中にも記載していますが、毎年、推進状況を景観審議会に報告して、意見等を求めていくこととなりますが、その推進にかかる調整を行う部会となります。

この部会の設置は条例第36条第1項に基づく区分、委員の指名は条例第36条第2項及び第3項に基づき会長が行い、部会員の組織につきましては、要領第3条に基づき、5人以上7人以下で組織することとします。

部会員の改選につきましては、条例第36条第2項第3項に基づき、会長が新たに指名するというところでお願いします。

○小篠会長 はい、ありがとうございます。そういう形で部会を、特別部会を設置するということですね。これも、さっきの話と全くシームレスです。何かご質問とかございますか。たぶん、よろしいんじゃないかなと思うのですが。よろしいでしょうか。

(委員から「はい」との声)

○小篠会長 よろしいですか。そうしましたら、この特別部会を設置させていただきたいと思います。ありがとうございます。

それで、この特別部会の指名をするということですが、会長の方で指名するということになっておりますので、こちらのほうから指名させていただきたいと思います。

まず、本日、欠席されてますけど愛甲副会長ですね。それから工藤委員、長谷山委員、村田委員、渡辺委員、檜澤委員。この方々にお願いして、部会長は私が務めさせていただきたいと思います。また、部会員の交代が生じた場合は、改めて私の方から指名をさせていただく形で進めさせていただければと思います。どうぞよろしくをお願いしたいと思います。はい、ありがとうございます。

3 報告

(1) 景観形成と関連施策との連携に係る推進状況について

○小篠会長 それでは、どうして特別部会が必要なのかということも含めまして、ここまでが審議事項なのですが、これから報告事項ということになるのですが、景観形成ビジョン改正後、事務局の方でかなり努力をして頂きながら、道庁の中の様々な施策を紐付けできないのかと検討して頂いた状態とご報告して頂きながら、今日は、まだ特別部会が動いてるわけではございませんので、審議会の中でご意見を賜りたいと思っておりますので、そちらに移りさせて頂きたいと思えます。

それでは、まず事務局の方から施策1個ずつ説明し、1個ずつ皆様方からご質問とか、ご意見頂ければと思っております。では、よろしく願いいたします。

○後藤主査 引き続き、私の方からご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

こちらの資料につきましては、資料3のクリップ止めでカラー印刷したものが4枚、一覧表と書かれたものが1部と、同じく施策別が1部の3部構成になっております。本日のご説明は、主にこのカラーの資料とパワーポイントでも表示もしますが、こちらの方でご説明させていただきます。

まず、ビジョンの見直しを行ってから、今年度の取組経過をご説明させていただきます。

4月から関係部局と景観と連携可能な事業調査ということで、4月から5月にかけて、ビジョンに関係する計画指針等で取りまとめた56件の施策との調整を図り、それに係わる事業調査を行いました。実際に実施している事業が、ハード系のものなど景観に組み込めないものもありますので、まず景観と連携ができるものがないかと、各関係部局と調整を図って確認しました。結果32事業の報告あり、そのうち景観行政との連携に向けた検討や調整を行える事業ということで、10事業を抽出しております。こちらの方につきましては、調査した関係が一覧表と施策別に取りまとめたものです。一覧表が簡易的にまとめた表です。施策56件に関連する事業を整理したものです。

続きまして、その取組状況についてですが、各関係部局に行って聞き取りをした際に、事業内容を5つの項目で確認しています。

まず一つ目が、会議又はセミナーとの開催予定があるかないか。その連携とは、景観に関する講義や講演等を行うことを想定しています。

次に、道職員向けの研修等の開催予定があるかないか。こちらにつきまして、景観に関する講義や講演とか、そういうものがないかどうかということも想定しています。

次に、情報発信等の有無につきましては、ホームページ等で連携して情報発信を行うことを想定しておりまして、道内の市町村や地域住民の方々に向けての情報発信を連携してでき

ないかということです。

次に、ガイドライン等の策定及び見直し等があるかないか。こちらにつきましては、ガイドライン等にて景観に関する記述等を想定しておりまして、見直し等の際に景観の要素を、もう少し盛り込んだ形でできないかと、そういった部分を視野に入れて状況を確認しております。

その他、景観との連携の有無ということで、何かご提案とかあればということで確認し、これらを各施策の担当部局の方に調査した結果は、先ほどの一覧表と施策別に取りまとめております。

資料は9月2日現在となっておりますが、こちらは、5月に設置した庁内連携会議の資料として9月に取りまとめたものであり、この資料をもとに会議で関係部局にご報告したところです。当資料につきましては、当課のホームページにて公表していますことをあわせてご報告いたします。次に各事業の連携に係る内容について、ご説明をさせていただきます。

「(1) 海岸漂着物等地域対策推進事業」は、環境生活部担当部局の所管となりますが、この事業の内容は、海岸漂着物等の海洋ごみや漂着物及び海底の堆積物等、これらの問題を解決するための支援、そして、推進していくための目的とした事業であります。この事業では、「海岸漂着物対策推進会議」、「守ろう美しい北海道！海ごみ・ポイ捨て防止大会」を開催しております。その他、情報発信等では、関係機関の取組内容や事業実績の情報提供を行ったりしているとご報告を受けており、当課よりこういった協議会等で、何かできないか、調整を行いたいということでお話をしているところです。また、情報発信方法等についても、何か連携した形で、景観との繋がり、いわゆる海を綺麗にするイコール景観の保全にも関わる部分ということで、何か提携した形で情報発信等ができないかと、今後も調整をしていきます。

○小篠会長 はい。まずそういう話ですね。今まで、あんまり景観審議会でいわゆる海岸線のどうのこうのということは、それ自体の話はあまりしてこなかったと思うのですが、一方で、環境生活部の環境局の方では、そういう推進協議会等をみたいなものやっていて、そこで景観に対しての情報発信をリンクした形でやっていくということが、まずはできるのではないだろうかというようなお話を頂いたということです。何か気になったこととか、ご質問とかあれば、適宜お願いしたいと思うのですがよろしいですかね。

こんな感じで、1個1個説明させて頂くこととなります。詳細版の方の施策別の方で見ると、連携に関する検討については、今、「ほっかいどう景観だより」というホームページがあったりするのですが、そういったところで情報をリンクさせていくということが必要だということですね。これは、結構重要でありプラスチックごみの問題って、今大きく話題になってるところで、会議を漂着物の話になると、ちょっといろいろ、北海道は数字的などころ

も絡んでくるような、北朝鮮の話とかも出てきたりもしますので、単純に景観というところだけでは解決できないところもあるかもしれませんが、まずはやはり美しい海岸線をどういうふうに維持するのcaというようなところも、審議会としても、注視していくということが大事だということで、取り上げさせていただいております。

よろしいでしょうかね。また、こうやって説明していきますので、お気づきになる点があれば、後でも結構です所以说っていただければと思います。それでは次に行きたいと思imas。

○後藤主査 先ほどのご説明で不足部分があります。括弧の中の整理番号 10-1、一覧表 2枚目、施策別 10 ページと記載していますが、一覧表の 2枚目と、施策別と関連付けて表記していますので、ご参考にしてください。

次に(2)に移ります。こちらは「文化振興事業」の「文化発信拠点づくり推進事業費」という事業です。こちら環境生活部ですが、道民共有の貴重な財産である赤レンガ庁舎を北海道の多様な文化芸術活動の発表の場など、文化の発信拠点として活用を図っている事業費です。道のホームページより情報発信していますので、これも先ほどの事業と同様に関連付けて、情報発信の方法について調整を図っていきたくて考えています。以上です。

○小篠会長 はい。これは道庁赤レンガの改修工事が、これから入っていくんですね。いつまででしたか。

○後藤主査 こちらは、改修工事とリンクというのとは、ちょっと違いまして、文化振興ということで、文化財系に関する情報発信です。文化財的な部分との景観の繋がりを明確にして、情報発信をしていきたくて考えているものです。

○小篠会長 とはいえ、改修工事が行われて、さらに利用が高まってくるということになっていくので、そういった中で、建物を景観的にどう位置付けていくのかという、もう位置付けてあるのですが、さらにそれをリンクしながらやっていきたいと思いますというようなところで繋がってこうというところがございます。

これも、歴史的建造物の本当に本丸的なものを、ちゃんと見ていくというようなことは、ずっと時間を遡れば、もう少し、20年ぐらい前には、そういったものが非常に多かったとは思いますが、最近ちょっと、一応整備だとか位置付けたとかってというのは、終わってる中であんまり話題には上ってこなかったところだ。たまたま今、道庁の赤レンガということになっておりますが、ある種、文化振興事業というような位置付けていった場合には、様々地域に、点在するような文化資産というのがあるのではないかなというような中で、景観要素、景観条例があるところは重要景観建築物という形で指定することで、やりやすいわけですが、それがなかなか進んでない。市町村では、こういうような事業を使いながらやっていく必要というのものがあるのではないかとこのところを、少しこちらの方からも、ちょっと支援したい

と考えているということになるかと思えます。

先程の特別部会というのは、こういうに対し、すごくいろいろアイデアを言ったりとかするということで、今、概要しかないのですが、もうちょっとこんなことやったらどうでしょうかとか、こういう話ができるのではないですかみたいなことを言ってあげるのが、特別部会の役割になっていくというところですよ。まだ、概要的ですけど。

○長谷山委員 特に、ここのセクションの状況がどうなのかなと思ひまして、ちょっとどういふ話し方すればいいのかどうか悩んでいたのですが、これは連携しようとしていることが一覧表になっていて、今、ご説明を1個1個されていると思うのですが、後から説明があるのかわからないのですが、施策別などの説明も、後でするイメージでしょうか。何が言いたいと言いますと、景観形成ビジョンとの連携や位置付けがどうなのかということが、こちらのページに記載されていなかったもので、それとリンクしてお話しを聞いた方が。どう繋がっているのか、私はわからなかったものですから。後でということであれば、それはそれで良いです。

○後藤主査 こちらの施策別等、あと一覧表ですね。施策別の調書が、細かく記載している内容であり、連携事業の内容につきましては、一覧表の中で書かれている部分であります。今年度こういったことをやりたいと記載しております。手前の「連携に関する検討」という部分が、現在、いただいている情報で、こういうことをやってみたいというような記載はあるのですが、これから調整をしていくこととなります。基本的には、実際どうやって共同して情報発信をするのか。例えば、この場合では、景観のホームページから相手方のホームページの方とで、景観から見てこういうものがあるんですよという繋がりを見せていくためのツールをつくり、相手方からの文化財の方からの視点からも、景観という繋がりがあるんですよというような、双方の繋がりを見せていきたいと考えているところです。ビジョンで言う情報発信という部分に関わってくるのですが、そういった部分で、何か連携ができないかということですよ。

ただし、この後も出てきますが、情報発信という連携が、かなりの件数になってくるものですよ。見せ方もうまくやらなければ、混乱を招くだけなので、その辺も情報を収集・整理しながら、うまく相互に連携ができればと考えているところですよ。

○長谷山委員 景観形成ビジョンの中では、重点的な取組として、関係部局と連携して、景観に関する情報発信を積極的に行い、景観への意識を高めるというところの話だと思うんですよ。その中で、景観とは一体何を示すのかなということを改めて思ひまして、きっと、今の話ですよ。景観の概念みたいなものを、改めて共有化してからのお話なのかなと思ひながら、改めて景観形成ビジョンを見ていました。

そこで見ると、今回、文化財の赤れんが庁舎の話でいきますと、1番の「観光振興につな

がる景観づくり」や「景観資源の維持・保全・再生等」など、そういった部分なんだと改めて思いました。そういう意味では、そういったところを情報発信していきましょうということが、連携の方向なんだと解釈しようかなと思ったのですが、そういうことでよろしいでしょうか。

もしかしたら、特別部会で、そういう観点で情報発信していくためには、こういうこともできるだろうから、イベントやフェーラムがあればいいねというようなことも含めつつ、そういう意見をしていけばいいと思いながら、話を聞いていけばよろしいですね。

○後藤主査 まだ漠然としてる状態でご報告にはなってるのですが、実際、進めていく過程の中で、どう説明したら、どういう見せ方が、どういう形がというのが、どう繋がりを見せることで、一般の地域の住民が見て、それを見てどう思うのかなどを考えて、コンセプトを作り上げていかなければならないと考えているところです。そういった中で、皆様のいろんな視点のご意見を頂きながら、構築することができればと考えているところです。

○小篠会長 重要な議論なのですが、景観形成ビジョンを策定する時も、同じような議論をここの中でさせて頂いたような気がしまして、景観というのはどこまでの、どういう範囲を示すものを言っているのかということなんです、その中で、かなり拡張された様々な事象の中に、景観という要素は含まれていると。だからこそ、かなり草の根的に、他のセクションでやっているようなことが、景観に紐付けできるんじゃないかと。すごく努力を払いながら、こういう作業を今やっているわけですよ。こちらで言うと、文化事業と言いながらも、それは景観的な要素もあるよねというふうに気づいてもらえれば、そちら側でやってるようなことをもう少しリンクさせて、同じく景観という視点で見えていったときに、歴史的建造物も非常に大事だし、その活用というのも大事だし。その議論というのは、景観審議会の方ではあまりしてこなかったですが、そういったところを、きちんとやっていかななくてはいけないよねということになります。

先ほど、私が先走って言ったような、地域における朽ちていこうとしてるような景観資源みたいなものを、例えば、それが景観資源になっているかもしれないよねとか、するすると紐付けができてくると。そういう状態をみんなで共有していくということで、結局は、その景観に対しての「気づき」を高めていくということになるし、ずっと前の審議会からもずっと言ってる、いわゆる景観行政団体みたいなものを増やしてということに繋がっていくのかなと。いくらトップダウンでこう言っても全然、やっぱり高まっていけないという状態を何年も過ごしてきたという中で、出てきたやり方なのではないかなというところだと、理解していただけるといいかなと思っております。よろしいでしょうか。それでは、また次の施策をお願いします。

○後藤主査 続きまして、「(3) 地域がうるおう農村ツーリズム展開事業」です。こちらは、

農政部の事業になります。都市と農村の交流を拡大するために、農山漁村の豊かな自然や食、歴史・文化、生活体験などを観光資源として活かして、農林漁業や観光業などの多様な主体が地域ぐるみで、「農泊」や教育旅行に取り組む農村ツーリズム（農たび・北海道）を推進し、市町村等行政職員や実践者が人材育成に関するノウハウを学ぶ研修会等を開催しています。

会議研修等が、①検討中になっているのですが、直近の情報では、12月に開催される予定です。研修等については、ブロック別で3つあるのですが、すでに開催済みということです。今年度は、8月・9月で開催していきまして、連携等は厳しい状況になっています。情報発信につきましては、農村ツーリズムということで、ロゴマークやポスターによるPRや農たびfacebook等で行っています。

今年度の連携としましては、時間がない状況ですが、会議研修等の部分で、時間を頂けないかと申し入れをしているところで、現在の情報では5分程度ぐらいを、景観としての枠を作ってもらえるというお話を聞いており、その場で、一般の方々など100人程度来られるということなので、特に農村景観や山村、漁村もそうなのですが、景観との繋がり、景観を保全していくことの重要性をPRできればと思っております。

○小篠会長 はい、ありがとうございました。ツーリズムの話に入ってきました。これは、本当に大事なことだと思います。ちょっと、こちらから出向いて行って、少し、景観との関係の中で農村部をどうふうに見ていく必要があるかというようなことも、多分わかっている方もたくさんいるのだろうと思いますが、こちらから、少し近づきになりたいみたいなところも含めて話をしていこうかという動きが、ここには出てきております。これについてはどうでしょうか。

○松田委員 北海道にとって、農村景観は本当に大変重要なものだと思いますので、過疎化により、農業人口も減っていく中で、それをどうやってサポートしていくかということは、非常にこれから重要になると思いますので、いろんなアイデアをお互いにサポートしあえば非常にいいのかなというふうに思います。

○村田委員 例えば、住んでる人は、意外とそこの土地の景観の価値というのがわかんなかったりするということもあるので、外から専門的な目だったり、観光客の目みたいなその景観の価値に、地元の人が気づいてくれるみたいな、そういうことがあると良いかなと思います。

○小篠会長 どんな研修をやっているのかなというのは、まだはっきりわかってないところもあるので、今、まさに言われてるようなことはすごく大事だし、こちらの方では景観という見方をすると、そういったものが非常に大事だということはわかって、まず、ツーリズムの前提となる、そこの部隊をどうやって作っていくんだというような話になってくるかなと

思いますので、その辺のところを少し話をしながら、関係を作っていければいいと思っております。

どうでしょうか。よろしいでしょうかね。

○大西委員 この事業1つに関わることではないのですが、もしかしたら、私が聞き逃したかもしれませんが、これだけたくさんまとめて頂いて、抽出して頂いた中で、この10事業が選ばれたのは、相手方からもぜひ一緒にやりましょうというアクションがあったからという部分が大きいのでしょうか。

○後藤主査 一番景観との関わりを作れそうな会議や研修、情報発信など、先程、ご説明した5項目について、こちらから聞き取りを行っています。その事業の報告をいただき、各事業の担当者とお話をして、実際こういうことができないかという検討を、先に当課の方から提案をお話をして、可能かどうかというのを今後検討していきましようというような流れになったのが、10事業となっています。

○小篠会長 いきなりガイドライン整備とか景観条例策定とか、そちらに行かないんですよね。その前の段階で情報共有しましょうとか、情報発信しましょうということで、繋がっていかないと駄目だろうというところなので、今話されてることは、そういうところが大きく出てきてるという段階なんです。

○大西委員 ありがとうございます。

○小篠会長 じゃあ、よろしいでしょうか。その次に行きましょう。

○後藤主査 「(4) 治山事業」、こちらの方につきまして、水産林務部の事業であります。こちらの事業は、国土保全、水源の涵養等、このような部分により、地域の安全で安心できる豊かな生活を確保するためということで、事業整備を行っているのですが、その中で、研修を行っていることです。この研修は、職員向けの研修であり、治山事業なので森林関係のものなのですが、景観という要素を含めた研修ができないかということで、当課から話を持ちかけているところです。研修等の内容を精査をしながら、どのような話ができるのかを検討をしていきたいと考えているところであります。

○小篠会長 治山というと、領域がすごく広いことになるし、防災面の話も、最近、大きく取り上げられていることもありますから、直接景観というところにタイムリーに、フィットするかどうかというところはあるかとは思いますが。向こうの方で景観についても、少し考えたいんだということがあられるようですので、どういうふうにリンクできるのかということを考えていくというところがございます。よろしいでしょうかね。はい。それでは次に行きたいと思えます。

○後藤主査 続きまして、「蘭越ニセコ倶知安線無電柱化事業」ということで、こちらは、建設部道路課の方で実施しています事業です。内容的には、道路の無電柱化を行うというこ

とで、景観形成ビジョンの位置付けで「無電柱化による景観の保全の促進」に該当している事業で、すでに今年度における事業実施が終わっており、連携等はありませんが、こちらの基となる無電柱化の計画にて、景観の要素について相談等を受けており、計画の方にも関わっており、それが推進されたということの位置付けになっております。

○小篠会長 この結果ということになります、無電柱化事業というのが、昨今のお話で言うと、もちろん良好な景観の形成に寄与していますけれども、災害の防止ってということにおいても非常に有効であったというのは、千葉の事例で実はわかってきたっていうところもあったりしますので、そういう意味で、同じ事業のどういう価値感で見ていくのかということの中に、当然景観もあるし、それ以外のことも含まれるということの中で、位置付けを広げていくということの大事さみたいなものが、見えてきてるのではないかと思っています。

これはもう、事業として成立している、ある種モデルとして、どういうふうにも他のところに展開できるのかということになっていくのかなと思います。よろしいですかね。

○長谷山委員 参考までなのですが、無電柱化事業というのは、道道でいけば毎年少しずつあるのかなと思っていますが、今回、上がってきているのが、「蘭越ニセコ倶知安線」の部分のみとなっており、これは終了したということで上がっているかもしれませんが、現在も動いているものもあるのか、ないのか。もし、あるのであれば、きっとここでやった内容みたいなことが評価をして、次にもう少しうまくやればよいなど、PDCA 的なことができるのかなと思っていますので、参考までに今後どのようにして、教えて頂けますでしょうか。

○後藤主査 無電柱化の計画というのが、建設部都市環境課にて計画を策定しております。この計画を策定するにあたって、確認はしているのですが、景観地区を保有しているところを実施していく内容でした。今回、倶知安の方につきましては景観地区で設定している地域を無電柱化する事業が進んだというような中身になっておりますので、今後、展開されるとしたら、景観地区を設定しているところが優先的になるのではないかなと思います、その事業計画の部分について深く関わってなく、申し訳ありませんがこのような話までしかできません。

○長谷山委員 わかりました。そういう意味では、単なる電柱をなくしましたということではなくて、そのあとの歩道景観であるとか、道路景観だとか修景のようなことも併せてやられているのではないかなと思いますので、今後ご提示いただきながら、ちょっと話すると、いろいろな話ができるかなと思っておりました。以上です。

○小篠会長 単純にその街路事業で、街路の設備の高度化というようなところで、かなりいろいろ段階ありますよね。無電柱化というのは、一番そういう意味では、レベル高いかもしれないませんが、歩道部分の拡幅やそれに伴うセットバックとか、そういった中で、電柱ま

でやるかやらないかというところは、結構やるところとやらないところというのが、分けられると思うのですよね。だけど、やることによってできること、生まれることは何なんだっというようなところが、逆に言えば景観の方から、もう少し説明できるところなのかなと思います。その辺のところは、少し補強していく必要があるのかもしれないなと思います。

○**後藤主査** 無電柱化事業につきましては、国交省の動きもありまして、道開発局における事業になるかと思いますが、例えば、十勝方面の音更町の国道等で、無電柱化の事業推進して実施していくなどの情報があり、各市町村での動きも個別にもあるかと思いますが、道の電柱化事業が、どのような推進されてくるのかというのは、今後とも情報を頂きながら、調整を図っていければなと考えております。

新たな情報がありましたら、委員の皆様へ情報を出していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○**小篠会長** よろしいでしょうか。はい。それでは、次の事業にいきたいと思っております。

○**後藤主査** 続きまして「(6) 高潮対策事業」、こちらは建設部河川砂防課の担当事業です。こちらは海岸事業ですが、高潮被害が発生するたびに、地域の要望が多く抱えているところですが、実際施工にかかる経費がすごくかかっている状況であるため、いかにコストを削減し、経済的な効果を見ながら推進を図っていきたいということで、協議会を設置しているということです。その検討に、景観の要素について講話ができないかということで、ご相談を受けた内容になってます。

こちらは、景観を考慮するという部分で、どういった部分が可能なのかということも踏まえた上で、景観審議会委員の皆様や他の外部の有識者の方の情報を頂きながら、何か意見等を出せるかどうかということ、検討していきたいと考えているところであります。

○**小篠会長** はい。どうもありがとうございます。これはこれで、なかなかまた難しい課題なのですが、高潮対策をするための防潮堤や防波堤についてどう考えるかというところで、たった今、この審議会でも答えがあるというわけではないかもしれませんが、それを推進していくために、単純に被害を防止するというだけでなく、未来永劫残るから、そのためにどういうあり方が適切なのかというようなことを考えてもいいのではないかと。逆に、そういうことを考えることが一つの、経済的にと言われるとちょっと苦しいとかあるかもしれませんが、ある意味を持つことになるのではないかとということ、原局の方から言われているところで、少し相談に乗りましょうというところですよ。

前回の台風の時に、多摩川の決壊箇所のある一部は、地元住民が防潮堤を作って欲しくないというところで、そのまま残した部分が、決壊ではないのですが、以前、超えたというところがあったところがあります。しかし、大きな話になってないのは、それは自分達がそういうふうにしていく、それで構わないということで、地元が地元での判断で決めてるという

ところがあるから、そういうことになっていると思います。こういう話なのですが、やっぱり、難しいところがあると思いますが、一方で、この話はある種のトピックでしかないのですが、考えるべき1つのプロセスにもなるかもしれないということだと思います。その辺のところ、こちらの方で支援できる場所があれば、してこうということかなと思います。よろしいですかね。はい。それでは、次の事業に行きます。

○後藤主査 「(7) 都市公園事業」、こちらは建設部都市環境課の事業となっております。都市公園に関する事業ですが、道立公園は、現在 11ヶ所供用しており、実際、老朽化が進む中、耐震化等の整備を行っている事業であります。

この事業に係る会議等ということで、全道都市公園主管部課長会議で、全道の市町村部課長を対象にした都市公園行政に関する情報提供等を行っており、情報発信等につきましては、パネル展で、年1回、道立都市公園や北の造園遺産について、道庁1階ロビーにてパネル展も実施しているとの情報をいただいております。

会議等は、8月29日に開催済みであるため、来年に向けて調整していこうと考えているところです。パネル展につきましても、今年度の対応は難しいのですが、景観でもパネル展を行っていますので、景観の意識を芽生えさせられるようなパネルポスターを作成をし、相互にPRができるような情報発信ができればと考えているところであります。

○小篠会長 これは、道立公園をどういうふうに整備していきましようかという話も大きく絡んでいるところですが、今も整備された部分もありながらも、まだ整備が未着手の部分もあったりして、そういうところでどう考えていくのかということ、地元の自治体等がいろんな情報を持って頂きながら、その市町であれば、こういう公園の整備がふさわしいのではないかと、あるいは公園自体が、どういう価値を持つのかみたいな話というのを、もう少しきちんと話していかないと。それこそ、中央官庁におんぶにだっこでの整備という訳には当然かないわけですし、その辺のところを少し交流しながら、関係つけられていけばいいのではないかなということですね。これは、今お見えになられていないですが、副会長の愛甲先生達が造園学会の方で、こういう時のことについて、非常に深く関わって頂いておりますので、それらのお力も借りながら、道立公園あるいは都市公園についての情報発信をしていければいいかなと思っています。

この辺については、いかがでしょうかね。これについての話は、結構審議会でも出てくる場合があります。

結構いろいろなサイズで、道立公園にしても、前は規模設定がすごく大掛かりなものでしか駄目でしたが、それを少し今回の改正で、いろいろと町中にも作る公園を道立公園というふうに読んでも構わないというか、そういうふうに変えたりして、整備をしやすくしようというようなことや、中心市街地のまちづくりに対して、公園というものが1つ起爆剤になっ

てもいいのではないかみたいな、ちょっと背景もありながら改正した部分というのもあります。そういうところが、まだ、当然、それほど浸透してるとは思えないので、その辺のところを少し情報提供していければいいのではないかなと思います。

あと、広域に考えた場合に、どう見るかということもありますね。道立公園の場合、大きな公園もありますから、そういったところをどう見るかということもあって、それぞれ1市町村だけでは、なかなか対応できないということで、複数の広域景観を考えるような形で、少し見ていく必要があるというようなところもあるかと思います。よろしいでしょうか。

○**檜澤委員** 都市公園事業というのは、施策から見ても、非常に景観と親和性が高いと思いますのでいろいろとあると思うのですが、すみません、1点だけ。

この資料の連携状況の②に、「公園は北大からパネルを借りて」とあるのですが、「公園は」というところを、ちょっと補足していただければと思います。

○**後藤主査** 北大からのパネルについてですが、都市環境課のパネル展は、北大からパネルの提供を受けて展示を行っております。作成にあたっては、聞いたお話でしかないのですが、毎年、北大の生徒がパネルを作成して毎年展示をしており、PRをしているとのこと。そういったパネルを、公園を景観として見て、繋がりがあると、当課の方の景観パネル展で見せるのも1つの手法だと思います。逆に都市環境課のパネル展で、景観の要素からの視点で見てくださいというポスターを作成して展示していただくことで、繋がりを見せられるのではないかと考えていまして、そういったパネルやポスターを作ったりし、相互にPRできるような形ができないかなと考えております。

当課の景観パネル展は、道庁ロビーで展示した後、各振興局に持ち回り制で回して、パネル展を実施しています。公園のパネルをお借りすることができれば、各振興局でもPRがしていけるという、情報発信のツールになってくると考えているのですが、現在の想定しているお話なのでそういった細かな調整や、パネルポスターを作るなどといったことも含めて、調整を図っていきたいと考えております。

○**檜澤委員** わかりました。

○**小篠会長** またですね、パネルの展示ありきで始まった話なんだと思います。北大というのは、造園学会の北海道支部の事務局があるんですよ。それで、何かお手伝いないだろうかということで、まさに愛甲先生がくれば言うていただけると思いますけれども、パネル作りましょうというか、もうすでに造園学会の支部大会を行うときに、すでにそういうパネル展をやるので、そういったものがあるので提供しますよというようなことや、学生達にパネルを作ってもらってやりましょうというような形で、毎年毎年、やっていることと思います。それを、もうちょっと機動的に何かというか、最新情報をもう少し市町の方々に提供しつつも、どういう都市公園を考えるべきなのかというようなところに話が持っていけるような形に

するには、どうすればいいかというところを少し議論できるといいのではないかと思います。

先程、ちょっとお話しした、公園はオープンスペースのように位置付けられる時もありますが、いわゆる道立公園の改正の中では、いわゆるその拠点を作るところの地べたが、公園という位置付けになっていても構わない部分もあるわけですし、拠点を集約化して街の真ん中にもっていきましようというところの、敷地周辺が公園になっているという位置付けも大丈夫なんですよ。そういうようなこともあるので、より景観、都市景観みたいなものとも非常に関係が強く出てくるというところが、今の公園事業の位置付けになってきているところもあるということだと思います。それでは、8番目に行きます。

○**後藤主査** 「(8) 北の住まいるタウン普及啓発等事業」、こちらは、建設部都市計画課の事業です。こちらの北の住まいるタウンの取組を推進するために、普及啓発を図っているものですが、会議等で検討協議会や地域協議会の開催、取組状況についてガイドブック等をホームページ等で情報発信、その他、策定見直し等ではガイドブックの見直しを検討されているということです。

この事業につきましては、現在、防災の視点を加えた取組の検討が行われているということで、この検討と併せて調整を図っていこうと考えているところです。その方向性がはっきりしなければ、①、②、③の取り組む方向性が決められないものですから、調整を図りながら進めていきたいと考えているところです。

○**小篠会長** はい、どうもありがとうございました。防災という新しいファクターが入るので、それがどういう位置付けになるかということ、少し待ちながら関係をつけていこうというところだと思います。これも、実際の北の住まいるタウンと位置付けている事業にもあったり、実際の住宅地開発もあったりもしますので、そちらからの話に行くのか行かないのかということも含めて、調整をもう少し図っていきたいということです。よろしいでしょうか。はい。それでは、9番目に行きます。

○**後藤主査** 「(9) 空き家対策推進事業」、こちらは建設部建築指導課の担当事業です。「空き家等対策に関する取組方針」に基づいて、取組が行われている事業であります。会議等では、道、市町村、関係団体等で構成する連絡会議を行っており、その中で先進事例や各種施策等についての情報共有・意見交換等を年2回実施しています。研修は、会議等と同じものです。情報発信等につきましては、市町村の窓口を通してガイドブックの配布を行ったり、道のホームページを活用して周知を図っています。

こちらの連携につきましては、年2回行う会議の中で、すでに1回目は7月に開催しており、もう1回が2月に開催する予定ということなので、こちらの開催に向けて何かできないかということで、現在、調整を行っているところです。情報発信方法についても、どのようなことができるかということで検討をしているところですので、今後、調整していきたいと

考えてます。

○小篠会長 はい、ありがとうございます。これも、すでに行われつつ、皆様方も関係しているかもしれない事業であるかと思えます。その中で当然、空き家をどうすればいいかというところもあるのですが、地域の景観というところにも重要なファクターがあるよねというところで、幅広の連携ができないだろうか、今やっていることよりも幅広にできないかという、そういうところだと思えます。これは、各地域でいろいろな課題を抱えていて、すでにいろいろ動かれているところもあろうかと思えますが、その辺で、もう少しこれも関係の作り方を具体的にして、アクションを起こしていきたいというところと思えます。よろしいでしょうか。はい。それでは、最後、10番目ですね。

○後藤主査 「(10) 北海道生涯学習ネットワークカレッジ（道民カレッジ）事業」ということで、これは教育庁の事業です。産学官の連携による生涯学習を支援する体制整備を行っていくために、様々な学習機会等を作るということで、実施されている事業であります。

会議等ということで、道民カレッジにて連携講座ができないかということで、お話がきております。情報発信等については、道民カレッジに関するホームページやSNS等を活用した連携ができないかということです。連携に関してですが、道民カレッジに登録して、その講座を一コマを持つような形になるのですが、それが、景観の目的と、道民カレッジの目的の要件に合う対応ができるかどうかということを検討していきたいと思えます。情報発信につきまして、パネル展を実施されてるということなので、景観学習のパネルと連携を組みながら情報発信等ができないかということで検討していきたいと考えています。

○小篠会長 まさに景観のコンテンツを欲しがっている、そういう事業があったということですね。それに対して、こちらから何か提供できるかどうかということを検討してこうということだと思えます。こういう動きは、道の中で動いてる話以外のところでも、今まで審議会委員の皆様の方、それぞれがそれぞれのところでやっていらっしゃるところもあったかと思うのですが、本丸のところがどうなってるのというところ見ていくと、結構いろいろなところで、いろいろ思いはあるのですが、道もきちんと動けてないというか、むしろ手伝ってというところも多いのかなということが、たくさん見えてきていて、これを審議会として全部丸々引き受けて全部やるというところなのか、適当な方をリンクさせてあげるみたいなことをやっていくということをするのか、いろいろなやり方があるかと思えます。今の道庁の中における景観関連施策がどういう動きになっていて、その実情と彼らの要望みたいなものが、今日、多くの時間を割いてご説明させて頂きましたが、あるということがわかってきたというところだと思えます。これを何とか動かす方向を作ってあげていきたいというのが、改正された景観形成ビジョンの大きな役割になるかと思えます。全体を通して、何かございますか。よろしいですかね。

○岸本委員 先程、大西委員からもご指摘ありましたが、この10項目どこからきたんですかという問題にも関わりつつです。いろいろ洗い出したところが、この10項目は連携に適している、あるいは連携することによって、今後、景観という観点からの推進が期待される10項目、要するに今回とりあえずピックアップの対象になったという、そういう理解でよろしいんですかね。これを見てみると、いくつかに類型化できると思うんですよ。10項目を並べるだけではなくて、1つが3番目、4番目、10番目のように言うならば、教育や情報発信、あるいは研修における景観志向を持ってもらう場としての研修だとか情報発信ということが、3番目、4番目、10番目がそうだと思うのです。他方でおそらく考えなくてはならないのが、今後、問題になるのが、例えば防災の観点やまちづくりの観点から例えば堤防どうしますかとか、あるいは都市内公園をどうやって整備していきますかだとかという時、ここは同時に景観も考えるようにしましょうよという問題で連携ができる。それから空き家対策について見るならば、空き家自身は、特定空き家に限らず、危ないあるいは崩壊すると困るだとかですね。これは、そもそもそれと同時に景観の観点からも問題であるということで、この点についてはお互い関心が共通するところであって、その対象が空き家というところで連携しましょうよと。治山対策についても、そうですね。要するに、景観というものを横断的に政策の中に1本入れましょうという話し合いの場を設けたいという、今回はとりあえず10項目で洗い出されたという、そういう理解でよろしいんでしょうか。

1点だけ確認なのですが、空き家問題というのは、ただ単に空き家壊せばいいとか、そういう問題ではなくて、結局、仮に空き家を壊すしかない、もう住む人もいないといったときに、この跡地をどうやって活用するか、いやそれは同時に場合によると、そこを言うならば公園、あるいは広場として、今後、活用していくといったいろいろな施策と連携することがありますよね。その場合に、私の理解が間違いなければ、都市再生特別措置法でしたか、跡地利用協定だとか、そういった問題も出てきて、景観の観点からも市町村等へアドバイスや、あるいは要請していかななくてはいけないと思うのです。この場合、どんどん見ていると、道庁内の関連部局と今後こうやっていきませんかみたいな形のところで先行するのは、ある意味仕方がないのですが、具体的な施策を行っていく上では、市町村との連携が絶対に必要不可欠だと思います。

市町村は、事前にこういう形で道庁内で連携していくようなことを、どの程度、ご存知なんだろうかというところが少し気になっています。道庁の庁舎内だけでやっていくと、おそらく市町村が本当に入ってこないという意味はないような気がするのですが、そこはいかがでしょうか。

○後藤主査 空き家対策、いわゆる空き家流通が施策のメインになります。施策関係で洗い出しすると、例えば空き店舗は経済部でした。こちらの事業は施策上あるのですが、現在、

事業自体がストップしてる状態になっています。各部署で施策を持っており、いろいろと関連付けていくことが可能かなとは思いますが、昨年からの景観形成ビジョンを策定していく過程で話もあったのですが、まず庁内で、形を作っていくとていうのが第一かと。また、市町村への情報発信も兼ねていくのですが、現時点では、まず庁内の方の足並みを少しでも揃えていきたいと考えています。今回、まだ1回目ということもあり、既に半年程かかってしまったのですが、相手先にとっても短い期間の中での作業をお願いして進めた状況であり、今年度はこういった連携し、今後も事業を連携をしていきたいということを、次回の庁内の連携会議の中で具体的な連携をご報告した際、今まで手を上げてなかったところも、もしかしたらこういうことができるのではないかと感じていただき、連携を広げていきたいと考えています。その中で、市町村や振興局への働きかけにつきましても、これからの先、いつ時点にここまでができるということは、今、お話ができませんが、広げていくことは想定しています。

○岸本委員 要するに景観が、ハブになりたいということですかね。今まで、分散しているものを1つに、何だかの形で連携する1つの受皿というか、そういう役割を果たすんだという理解でよろしいでしょうか。

具体的にやっていく上で、これから市町村の方は、当然連携していきますということで、そういう理解でよろしいでしょうか。

○後藤主査 はい。

○中原主幹 当課では、国も含めて立地適正計画を作成して頂いて、このような空き家対策に対する補助制度ですとか、こういうのはございますよということなどの助言ですとか、指導まではいきませんが報告しておりますので、そういうことも含めて、いろいろやっていきたいと思います。

○小篠会長 今、立地適正化計画の話が出ましたが、計画づくりはされているけど、それを実行することはやっぱり難しいわけですね。実行するために、例えば、空き家の除却に対しての資金をどれだけ支援するかということだけではなく、まさにおっしゃられたような用地まで取得して、それを公共施設に変えていくというようなことができないかみたいな、そういう話ということが出てくるわけです。そのような話を少し議論しないと、動かせない、動かないという状態が今まさに起きているので、それを道として、どういうふうに支援できるのかということを考える必要があるというところになるのではないかと思います。

○岸本委員 立地適正化計画を策定している道内市町村は、どのくらいですか。札幌市などは、当然、策定していますから

○中原主幹 策定して公表しているのは、13市町です。準備を進めているところは、その他にいくつかあります。

○長谷山委員 空き家の問題含めて、私ども基礎自治体のところでも、関係性が重要なことと思っており、順番に重要なことと思っておりますので、どっかのフェーズで、お話できればなと思っています。

少しお話を聞いたかったのは、先程の56件の施策から32事業になって、最終的に10事業からお話を頂いたとあるのですが、最初の56件、これが全部入っているものなのですが、中でも非常に重要なことと思っている計画や指針ではあるのですが、一方では、何にも該当なしであるとか、もしくは計画に合わせてないとか、結構そのような回答があって、非常にご苦労されたなという感じも、すごく思っている状況ではありますが、連携会議において、お話されてると思いますので、その時の状況や、本当はこういうことでこういう回答が欲しかったのに、そっちに入れたかったのに、こういうものがなかなか入れなかったんだという、内情を言えるのであれば、教えて頂ければと思っております。

○後藤主査 今回、調査にあたって、関連付けた施策等の中では、56件。実際、事業がないというような回答になってしまっているところもあります。また、施策がありながらも、事業が張り付いていない状態になっているものもあります。しかし、先ほどこの説明の前にも話したとおり、ハード系のみ、いわゆる建設系だけの事業で、会議、研修等を実施していないというようなものもあります。1件1件、施策を全部確認できないことから、今年度はこういうことをやって、こういうことを実施できたよということを各関係部局に報告し、だったらこういうことできるんじゃないかという芽を、次回の連携に向けていければと考えているところです。そのため、今回、関係部局への依頼では、何とか1つは事業を出して欲しいというような言い方はしておりません。また、事業は出してきたけど、連携できるような内容ではないという報告もあり、それが32事業ある中、実際10事業しか絞り出してないという状況であります。まず、種を蒔いて芽を出していくというような考えです。急いでどうこうとよりも、初期の段階を大事にして進めていきたいと思っております。

○長谷山委員 すみません。言いづらいこと聞いてしまって。非常にご苦労されたかなという感じが、同じような動きをしてる自治体の人間としては思っております。やはり景観という言葉自体、景観というビジョンを作っても、なかなか全庁的にはなっていない。それが、今回の問題となって連携すべきだという話なので、非常に大きな仕事をこれからされていくと思っております。ただし、10事業について、これから検討していくということがありますが、56件あるというところからですね。10事業を見ていったほうがいいのかと思っております。その中で10事業のところから、次のところに展開していただくとか、ここで考えたことが違うところの施策や事業の方にも関連するだとか、そういったようなことも踏まえながら検討していけるといいかなというふうに思いました。

○小篠会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

○**檜澤委員** 今、連携状況については、このビジョンで基本方針が4つありますが、そのうちの基本方針1が、まさにこの部分である。基本方針2、広域レベルの計画。基本方針3が都市レベル地区レベルとなっていましたので、先ほど市町村との連携はどうなっているとかという話もありましたが、ここをやっていく中で、基本方針2、3、4に反映していくものもあると理解してよろしいでしょうか。

○**小篠会長** そう考えておりますけど。そうですね。

○**後藤主査** はい。

○**小篠会長** 他には、よろしいですか。

○**藤田委員** 先程、空き家の話がありましたけど、今、道と札幌市と一緒に、安全パトロールで回っていますが、空き店舗の指導対象が圧倒的に多くて、景観についてコミットしていくので、やりやすいのかなと思います。

それから、公益空間の問題も、我々が思い浮かぶ世界の有名な都市は、建築物と公園なので、そういうところも非常にマッチしてるかなと思っているのですが、この中にIRが入っていないというのは、ちょっとまだ方針が出ていないからそうなのか、来年度、そういう知事の決定があれば、当然、IRについてはこの審議会では話題になるはずですが、それについてどう考えてるのかお聞きしたい。

○**角原都市計画課長** IRについては、まだ知事の決定方針を受けてはいないものですから、まだ検討等はできていない状況であります。ご意見を頂いたので、今後どうするかは検討していきたいと思っております。

○**小篠会長** よろしいですか。

○**藤田委員** はい。

○**小篠会長** 他にはいかがでしょうか。それでは、時間も大分押してしまいましたので、一旦、この報告事項、報告事項というより、むしろ審議事項ぐらいだったと思いますが、連携状況についてのお話は、一旦お開きとさせていただきます。

(2) 屋外広告物に関する報告について

○**小篠会長** もう一つ、報告事項を用意しております。屋外広告物に関する報告について、事務局の方からお願いします。

○**前川主査** 屋外広告物を担当しております、前川です。私の方からは、次第では報告(2)の「屋外広告物に関する報告について」、ご説明させていただきます。座って説明させていただきます。お手元に資料4でお配りさせていただいておりますが、前回1月の審議会では、条例改正を控えて議会へ提案する前の時点で、皆様に意見を伺った形となりました北海道屋外広告物条例等の一部改正についての話になります。現在は、もうすでに施行したところで

ありまして、前回の時の説明と少し重複する部分もございますが、今回その報告をさせていただきたいと思っております。

資料4ですが、まず資料4の1、「改正の趣旨」ですが、書いてあるとおりですが、「近年、適切に管理されていない屋外広告物が各地で見受けられ、そのような広告物が落下する事故が相次いで発生していることから、広告物の安全性の確保をより一層図る」ため、一部改正したものです。

2番、「改正の内容」ですが、いずれも条例上は、新たに規定したものになります。(1)としまして、「点検義務の明確化」として、「行為者等は」とありますが、「行為者等」というのは、広告主であったり、広告主から委託を受けるなどにより広告物等を設置する者、または広告物等を管理する者を指しますが、この「行為者等」は、広告物や掲出物件の損傷、腐食、その他の劣化の状況を定期的に点検しなければならないということを明確にしています。ただし、点検を要しない広告物等としまして、移動広告物として車の外側に広告を表示して宣伝を目的に移動する広告車や、簡易広告物であるはり紙、はり札、立看板、アドバルーン広告物、広告幕、広告網、のぼり、旗、電柱広告物等の小型簡易で許可期間が短期間であるものについては、点検義務が課されないということにしております。ですので、点検義務がある広告物というのは、固定広告物である、地上広告物、屋上広告物、壁面広告物となりまして、その許可の要、不要は問わない形で規定しております。

次、「(2) 有資格者による点検」ですが、一定規模の広告物及び掲出物件について、屋外広告士又はこれと同等以上の知識を有する者による点検を行わなければならないという規定を新たに定めております。有資格者による点検を要するものにつきましては、許可を受けて設置などを行っている表示面積が10㎡を超える固定広告物について対象にしていまして、これについて、有資格者による点検を行わなければならないとしております。有資格者の種類ですが、書いてあるとおりですが、屋外広告士、広告美術仕上げ1級合格者等7つのケースを規定しております。

「(3) 点検結果の報告」ですが、出願者は、継続許可申請を行う場合、引き続き広告物を掲出したい、設置したいという申請をしたいということで出願される方のことですが、出願者は、申請に合わせて、この点検の結果を知事に報告しなければならないということを規定しているところでございます。

最後、3番、「施行日」についてですが、新たにこういう義務等を課するというものもありますので、その周知等の観点も踏まえまして、まず、上で説明しました2の(1)の「点検義務の明確化」につきましては、今年の4月1日から施行になりました。2の(2)の「有資格者による点検」につきましては、7月1日施行。2の(3)「点検結果の報告」につきましては、今月の10月1日からという形で、段階的に施行になったところでございます。

現時点での施行状況なのですが、まだ最終的には、その点検結果の報告の施行から、ようやく1ヶ月経過しようとする時点でございます。当課の方での問い合わせなどで感じている範囲では、概ね、混乱なく新しい制度に移行できているのではないかと考えているところでございます。以上、ご報告になります。

○小篠会長 はい、どうもありがとうございました。これにつきましても、皆様方で議論していただいたとおりに、屋外広告物条例の改正というところに、今年の4月から徐々に3段階に渡って、施行が始まったというところでございます。何かご質問とかご意見とかございますか。

○渡部委員 「改正の趣旨」に、適切に管理されていない屋外広告物が各地で見受けられていると書いてあり、それらを点検をしましょうというのは、非常にいいことだと思います。しかし、管理されていないイコール申請が正しく行われていない、若しくは無申請があった場合の対策法をここに見つけることができませんでしたが、他の項目に書かれているのであれば教えて頂きたい、質問しました。

○前川主査 こちらの方で定期的に行っていることは、毎年6月、9月に強調月間というのを設けて、そこで、例えば北海道屋外広告業団体連合会と連携してパトロールを実施したりとか、そういうことでの取組もさせていただいてるところでございます。

○渡部委員 はい、ありがとうございます。

○小篠会長 よろしいでしょうか。他にございますか。

○岸本委員 すみません。今のご質問に対する回答、私は理解できなかったのですが、今のご質問は、無許可で広告が出されているといった時に、撤去命令等含めた条例上何だかの強制的な措置がとれる仕組みになっているのですかというご質問ではなかったかなと思いますが、違いますか。

○前川主査 すみません。条例の中で、まず除却命令ですね。それから代執行などについて、もともと規定しております。

○岸本委員 今回の条例の問題については、許可を受けてやっているものであっても、きちんと管理がなされていないがために落下するというケースがあったから、きちんとした管理体制を整えるために、規制を明確にしますということが趣旨ですよ。だから、無許可の広告物については、これまでの条例上も、これ無許可ですよという形で除却してくださいあるいは場合によっては、代執行をかけますよということは、今でも当然できるわけですよ。

○前川主査 はい、そうです。もともとそれはあります。

○岸本委員 わかりました。

○小篠会長 よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

4 その他

○小篠会長 それでは、報告も終わらせて頂きますが、その他、委員の方々から、全般的に何かございましたら、お願いしたいと思えますけど、よろしいでしょうかね。

はい、すいません。随分時間を超過してしまいましたが、本日予定しておりました議事を終了させていただきたいと思えますので、事務局の方に進行をお返ししたいと思えます。

4 閉会

○中原主幹 小篠会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様、貴重なご意見を頂き、ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の日程を終了いたします。

本日は、どうもありがとうございました。